

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	9 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から48年6月まで

私の昭和47年7月から48年6月までの国民年金保険料が未納になっていることが判明したが、私は50年12月18日に、44年2月から48年6月までの国民年金保険料を納付した「納付書・領収証書」を所持していたので、平成19年4月26日付けで記録の補正をしてもらったが、半年たって、社会保険事務所担当者から、納付された金額が間違っていたため金額にあわせて納付期間の訂正をした結果、申立期間は未納期間になると言われた。

しかし、私は社会保険事務所が作成した納付期間と納付金額が記載された国民年金保険料納付書で納付したので申立期間は完納したものと思っていた。間違いが分かった時点で、連絡を受けておればすぐにでも不足金額の国民年金保険料を納付したのに、私に知らせないまま勝手に納付期間を訂正したのは納得がいかない。

申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「納付書・領収証書」により、申立人は、申立期間を含む昭和44年2月から48年6月までの53か月分の未納とされている国民年金保険料を50年12月18日に特例納付していることが確認でき、当時、申立人は申立期間を含む未納とされている全期間の保険料をすべて納付する意思を有していたことは明らかである。

また、「納付書・領収証書」に記載された保険料額は、41か月分の国民年金保険料額を特例納付した金額に相当するものであるが、当該「納付書・領収証書」は、申立人の特例納付の申出に基づき行政庁が真正に作成したものと認められる上、社会保険庁は平成19年4月26日に申立人の記録訂正の申出を

いったんは認めていることが確認できる。

さらに、申立期間は 12 か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられることから、申立人は、納付した金額に不足があれば、その差額を当然納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年3月まで  
国民年金制度が始まったので、昭和35年10月に夫が私達夫婦の国民年金加入手続をした。

申立期間当時、私達夫婦は店舗を経営しており、夫は外商を、私は店番をしていたので、国民年金保険料は定期的に夫が私の分も含めて納付していた。

夫の国民年金保険料が納付済みで、私の分だけ未納というのには納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和36年4月に夫婦連番で払い出されていることが確認できるとともに、申立人は、国民年金制度発足時の同年4月から60歳に到達するまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、その夫も国民年金加入期間の保険料をすべて完納しているなど、申立人及びその夫の保険料の納付意識は高かったと考えられる。

また、社会保険庁及びA市の申立人及びその夫に係る国民年金保険料納付記録により、納付日が確認できる期間の国民年金保険料は、ほぼ同一日に納付されていることが確認できることから、申立人及びその夫は基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたと推認されるとともに、申立期間は6か月と比較的短期間であり、申立期間前後の国民年金保険料は納付されている上、申立人の夫は申立期間の国民年金保険料を納付済みであることを考慮すると、申立期間の国民年金保険料は、その夫と一緒に納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から同年 6 月まで

社会保険事務所の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付は母親が行って来ていた。母親は、私と一緒に家業を継いだ私の兄 3 人の国民年金への加入手続と国民年金保険料の納付も行っており、結婚後は、私の妻の保険料もさかのぼって納付してくれた。そのような母親が、申立期間の国民年金保険料だけを納付しないとは考えられない。

兄 3 人は、国民年金保険料の未納期間が無いのに、私の保険料のみ未納とされていることに納得できない。調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間及び昭和 58 年 4 月から同年 6 月までの期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度発足時に 20 歳に到達していなかった申立人を除く申立人の兄 3 人の国民年金保険料を同制度発足当時から納付するとともに、自らも 10 年間にわたり国民年金保険料を納付することにより特例老齢年金の受給権を取得しており、申立人の母親の国民年金制度に対する理解は深く、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、その母親が申立人を含む兄弟 4 人分の国民年金保険料を納付していたと供述しており、社会保険庁のオンライン記録から、申立人を除く兄 3 人の申立期間当時の国民年金保険料は納付済みとされていることが確

認でき、申立人の母親は、申立人の申立期間に係る保険料についても納付した  
ものと考えるのが自然である。

加えて、申立期間当時、区長が国民年金保険料を徴収していたとする申立  
人の供述内容は、A市役所への調査結果と一致するなど、申立内容に不自然さ  
は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年  
金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和29年11月5日に、同社C支店における資格喪失日に係る記録を32年2月10日に、同社D支店における資格喪失日及び同社E支店における資格取得日に係る記録を35年1月1日に訂正し、29年10月から30年7月までの標準報酬月額を1万6,000円、32年1月及び34年12月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月5日から30年8月1日まで  
② 昭和32年1月9日から同年2月10日まで  
③ 昭和34年12月15日から35年1月5日まで

私は、昭和19年にA社C支店に入社して58年に定年退職するまで全国各地を転勤したが、一度も退職することなく同社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する職員名簿及び雇用保険の記録により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和29年11月5日にA社B出張所から同社C支店に異動し、32年2月10日に同社C支店から同社F本店に異動し、また、35年1月1日に同社D支店から同社E支店に異動）、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、昭和29年10月から30年7月までの期間の標準報酬月額については1万6,000円、32年1月及び34年12月の標準報酬月額については1



万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、すべての申立期間について、厚生年金保険の資格喪失日及び資格取得日を職員名簿に記載されている人事異動発令日と同日で処理すべきであるところ、各事業所において誤って届け出たと供述していることから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 29 年 10 月から 30 年 7 月までの期間、32 年 1 月及び 34 年 12 月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から同年10月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年11月30日とし、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月ごろから39年6月ごろまで  
昭和38年ごろから39年ごろまでの間、B市にあるA社に勤務していた。  
当時、一緒に勤務した同僚二人は現在、年金を受給している。  
当該期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元代表取締役及び申立人が名前を挙げた同僚の供述から、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月1日から当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月30日以降においても当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人と一緒に当該事業所に勤務し、同じ職種の業務等に従事していたとする複数の同僚には、いずれも厚生年金保険被保険者としての記録が確認できるとともに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和38年11月30日に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなったことに伴い、当時勤務していた被保険者全員が同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、当時、自ら社会保険事務を処理していた当該事業所の代表取締役は、従業員全員を厚生年金保険に加入させ、同保険料を給与から控除していたと供述している上、申立人が供述した当時の当該事業所の従業員数と社会保険

事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から同年 10 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 38 年 11 月から 39 年 6 月ごろまでの期間については、38 年 11 月 30 日に当該事業所の厚生年金保険被保険者全員が被保険者資格を喪失していることから、申立人のみ厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考え難く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

また、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から同年 10 月までの標準報酬月額額は、申立人と同学年で、当時、当該事業所で勤務していた同僚と同額の標準報酬月額 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時、当該事業所の代表取締役は、従業員の給与から控除した厚生年金保険料については社会保険事務所に納付していたと供述しているが、申立期間における被保険者名簿整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、被保険者資格の取得、喪失及び昭和 38 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の提出のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る申出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 4 月から同年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和45年6月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年6月及び同年7月は3万6,000円、同年8月から46年9月までは4万8,000円、同年10月及び同年11月は5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月29日から46年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、昭和45年6月29日から継続して勤務していたA社について加入期間が46年12月1日からとなっているとの回答を受けた。会社から授与された感謝状に記載されている入社日から45年6月から勤務していたことは間違いのないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及びC健康保険組合の加入記録並びに定年退職時にB社から授与された感謝状により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、同僚から、「当時は試用期間が無く、入社した日に被保険者資格を取得していた。」との供述が得られており、同人について、供述どおりに被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社の当時の経理担当者は、「当時、A社には臨時職員等はおらず、従業員全員を厚生年金保険に加入させていた。」と供述しており、当該経理担当者及び別の同僚の供述から、当時の同社の従業員数は50人程度で、うち10人前後は親会社等からの出向者だったと考えられるところ、同社に係る

社会保険事務所の記録から昭和 45 年 6 月 1 日時点の厚生年金保険の被保険者数は 42 人であり、当時同社に勤務していたことが確認できる者で親会社等別の適用事業所で厚生年金保険に加入している者が少なくとも 5 人いることも確認でき、同社では、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、年齢が近い同僚の標準報酬月額より、昭和 45 年 6 月及び同年 7 月は 3 万 6,000 円、同年 8 月から 46 年 9 月までは 4 万 8,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は 5 万 6,000 円とすることが妥当と思われる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和35年7月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月30日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い旨の回答があった。このことは、A社B支店から同社C支店に転勤になったときであり、厚生年金保険の資格得喪届の誤りによるものと思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が提出した人事台帳及び事業所照会回答書などから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和35年7月15日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和35年8月1日の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無く不明であるとしているが、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている申立期間に係る申立人の資格喪失日及び同取得日は、いずれもA社が提出した申立人に係る人事台帳及び同社保管の被保険者名簿に記録されている日とは異なっており、申立人と同日付けで、申立人と同様に同社B支店から同社C支店に異動となった二人の

資格得喪日も申立人と同じ記録となっていることから判断すると、事業主が資格喪失日を昭和 35 年 7 月 30 日、同取得日を同年 8 月 1 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

平成 15 年 2 月から同年 6 月までの標準報酬月額が 20 万円となっているが、当時の給与明細書では標準報酬月額が 44 万円に相当する保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額について、申立人が提出した給与明細書において確認できる保険料控除額及び支給額から、申立期間については44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成4年9月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月4日から同年11月26日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

申立期間を含め継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、B社が提出した社員カード及び申立人の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたものと認められる。

また、A社に申立人と同様に販売員として入社した同僚は、「申立人と同時期に販売員として入社し継続して勤務しており、この間、毎月、給与が支給されていたので、申立人に係る厚生年金保険料についても控除されていたと思う。」と供述しており、当該同僚は、申立期間当時、同事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社では、「申立人は、申立期間において社会保険付きのパート契約社員として勤務しており、厚生年金保険料についても申立人の給与から控除していたものと考えられる。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年11月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格取得日を平成4年9月4日と届け出るべきところを誤って同年11月26日と届け出たとしていることから、事業主から社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA専門学校（現在は、B専門学校）における資格喪失日に係る記録を昭和28年3月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月25日から28年3月27日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A専門学校に専任教員として勤務していた期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

昭和28年3月にC社に入社する直前まで、継続してA専門学校に勤務しており、現在のB専門学校が在籍証明書を提出しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B専門学校が提出した在籍証明書、職員名簿及び現金仕訳日記帳により、申立人が申立期間においてA専門学校に継続して勤務していたものと認められる。

また、B専門学校が提出した職員名簿により申立期間においてA専門学校の専任教員として勤務していたことが確認できる同僚二人は、「申立人は、昭和28年3月にC社に入社するまでA専門学校に継続して勤務していた。」と供述している。

さらに、B専門学校が提出した現金仕訳日記帳から、申立期間を含む昭和26年度及び27年度において給与が支払われていることが確認できる上、同事業所では、「申立人に係る昭和26年度及び27年度の支払給与額の推移から見ると、申立期間においても申立人の給与から厚生年金保険料控除が行われてい

たことが推認できる。」と回答している。

加えて、当該現金仕訳日記帳の計上されている当時の従業員の社会保険料合計額を基に、各月の保険料総額を試算した結果、i) 申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した前後における保険料総額は、厚生年金保険被保険者数が減少しているにもかかわらず、ほとんど差異が無いこと、ii) 申立期間と申立期間後における保険料総額は、厚生年金保険被保険者数は同一であるにもかかわらず、申立期間に比べ申立期間後における保険料総額が大幅に減少していることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA専門学校における昭和27年2月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B専門学校は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B市、昭和40年8月1日にC社から名称変更）における資格取得日に係る記録を昭和41年2月7日、資格喪失日に係る記録を42年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を41年2月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から42年8月までは2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月7日から42年9月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（B市）に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。  
A社（C市）からA社（B市）に配偶者と一緒に異動し、継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、申立人と同様にA社（C市）からA社（B市）に異動したとする申立人の配偶者の厚生年金保険被保険者記録が両事業所において確認できること、及び申立人の同僚の供述から判断すると、申立人がA社（B市）に継続して勤務し（昭和41年2月7日にA社（C市）からA社（B市）に異動、42年9月1日に同社からA社（C市）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（C市）における昭和41年1月及び42年9月の社会保険事務所の記録並びに申立人の配偶者の記録から、41年2月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から42

年8月までは2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社（B市）は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であるが、社会保険事務所の同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、事業主による資格取得届及び資格喪失届など、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に申立てに係る資格得喪に係る届出が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年2月から42年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は隣組単位で集金があり、隣組長が班ごとに集金して区長宅に納めていた。国民年金保険料として毎月、夫婦二人分を納付していた。

夫婦二人の国民年金保険料のうち、夫の分だけが納付済みの記録となっており、私の半年分が未納の記録になっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が所持する年金手帳及びA市役所が保管する夫婦二人の国民年金被保険者名簿の記録では、申立人及びその夫の国民年金への加入手続はいずれも昭和 48 年 4 月 23 日に行われたことが確認できる。

また、申立人の夫の国民年金被保険者名簿の納付記録には、申立期間の各月に同一の日付印「48. 4. 23」が押されていることが確認でき、加入手続と同時に申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括して納付したものと推認されるが、申立人の被保険者名簿の申立期間の記録欄には「納めない」と記載されており、この記載内容の意味について、A市は、申立期間の国民年金保険料を納付する意思が申立人に無いことを確認した結果を記録したものと推測されると回答している。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から61年3月まで

昭和50年ごろに義母の国民年金保険料を集金人に自宅で納付していたが、その集金人に勧められて国民年金に加入した。

加入手続をどこでしたか、国民年金手帳を持っていたかについては、はっきりした記憶がない。

国民年金保険料は集金人に現金で納付していたが、領収書等は残っていない。

保険料額は最初のころは月額数百円程度であったが、少しずつ上がっていったと記憶している。

証拠になるものは残っていないが、国民年金保険料を納付したことは間違いないので記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は132か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、A市B区が保管する申立人の被保険者名簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号の被保険者の保険料納付記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年4月に第3号被保険者制度が始まった時に払い出されていることが確認でき、申立期間においては、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であり、申立人は国民年金の任意加入対象者とされることから、国民年金保険料をさかのぼって納付することができなかつたと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が供述している申立期間当時の国民年金保険料月額も実際



の保険料月額と大きく相違しているほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月

申立期間の国民年金保険料は、会社の退職に伴い厚生年金保険の加入権が失効したので、A市B区役所C出張所へ行き、窓口で厚生年金保険から継続して国民年金の加入手続をしたにもかかわらず、国民年金の納付記録を照会したところ、申立期間における保険料が未納となっていることが判明した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは同市B区役所C出張所の事務処理ミスであると思われるので、納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は、平成2年11月に同区役所で国民年金の加入手続を行っている。申立人の供述によると、当時申立人はD社を同年3月31日に退職したと認識していたことが確認できることから、この主張に基づき同区役所は、申立人の国民年金被保険者資格取得日を同年4月1日とし、同年4月から同年11月までの国民年金保険料の納付を求めたものと考えられる。

また、D社が平成20年6月2日に発行した離職証明書によると、申立人の離職年月日は2年3月30日となっていることが確認できることから、申立期間当時、申立人は退職年月日を正しく確認しないまま国民年金に加入申請し、その結果申立期間が未納とされたものであり、同市同区役所が著しく適正を欠く事務を行ったとは言い難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 9 月まで

私は、A 市 B 町に居住していた時に、「20 歳からは国民年金に加入しなければいけない。」という広報を見て国民年金に加入し、国民年金保険料についても、A 市役所において毎月納付し、検認印が押された国民年金手帳を受け取っていた。

国民年金保険料に限らず納付すべきものについては、きちんと納付をしていたので、国民年金保険料を納付していないということはない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 2 月ごろ払い出され、同年 4 月から定期的に申立人の国民年金保険料が納付されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことを示す事情は見当たらない。

また、申立人は、20 歳になってすぐに国民年金に加入し、毎月、国民年金保険料を納付していたと主張しているものの、申立人が 20 歳に到達したのは、国民年金制度の開始前であり、20 歳に到達した時点から継続して国民年金保険料を納付していたとの主張に不合理な点が見受けられる。

さらに、申立人には、申立期間において国民年金の加入手続をした記憶がなく、加入状況が不明である上、申立人の夫が、国民年金保険料を定期的に納付し始めた時期も、申立人と同じ昭和 49 年 4 月であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から45年3月まで

私は、昭和47年6月ごろに知人であるA町役場（現在は、B市）職員のC氏から国民年金制度に加入するように勧められ、その際、国民年金制度発足当初の36年4月から47年3月までの国民年金保険料として十数万円を同氏に依頼して一括で納付した。

しかし、申立期間の国民年金保険料が未納とされており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年6月ごろ申立人の知人であるA町役場職員のC氏から国民年金制度に加入するように勧められ、その際、国民年金制度発足当初の36年4月から47年3月までの保険料として十数万円を同氏に依頼して納付したと主張しているが、国民年金保険料の納付を依頼したとする同氏は、43年8月にA町役場を退職しており、既に死亡していることから、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳により、第1回特例納付の実施期間中の昭和47年6月30日に、36年4月から41年3月までの国民年金保険料が特例納付され、45年4月から47年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できるものの、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがえる事跡は確認できない上、申立期間に特例納付すべき国民年金保険料額は、申立人が納付したと主張する金額と大きく相違する。

さらに、社会保険庁の記録から、申立人の60歳に到達するまでの国民年金保険料納付済期間は、上記の昭和36年4月から41年3月までの特例納付期間（60か月）、及び45年4月から47年3月までの過年度納付期間（24か月）

を含めて 162 か月であることが確認でき、国民年金の受給資格（156 か月）を満たしていることから、申立人が国民年金の受給資格を取得する範囲内で国民年金保険料の特例納付及び過年度納付を行ったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 12 月まで

私は、国民年金には加入しなくてもいいことになっていたのに、加入していなかったが、20 年ほど前に、A 市に事務所と自宅を移した際、A 市の職員から、国民年金保険料を一括納付できることを聞き、同市役所の国民年金の窓口で現金を係員に渡して納付した。納付額は記憶にないが、平成元年 4 月に国民年金保険料をまとめて納付した実績があるので、その際に申立期間についても保険料を納付したと思う。ただし、領収書をもらった記憶はない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号が、平成元年 2 月ごろに B 市において払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険事務所の記録により、申立人は、i) 申立期間直後の昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの保険料を過年度納付していること、ii) 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を同年 4 月に納付していることが確認でき、申立期間直後の昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの期間については、平成元年 4 月まで国民年金保険料を納付することが可能であることから、申立人は、国民年金の加入手続を行った時点で、納付可能な期間までさかのぼって国民年金保険料を納付し、申立期間については、上記のとおり時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年4月から53年12月まで

私は、60歳になった昭和59年に、A市役所の年金課に出向いたところ、担当の職員から2年分ぐらいの国民年金保険料が未納となっているとの説明を受けた。どうしたらいいか尋ねたところ、その職員から「社会保険事務所に送りなさい。」と言われ、現金封筒に言われたとおりの県外の社会保険事務所の所在地を記載し、B郵便局から数万円を送金した。

申立期間の国民年金保険料は納めていたはずであり、未納となっているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和59年に一括納付したと主張しているところ、社会保険事務所が保管する申立人に係る領収済通知書及び特殊台帳から、申立期間直前の46年4月から51年3月までの国民年金保険料を55年6月26日に特例納付により、申立期間直後の54年1月から55年3月までの期間の国民年金保険料を56年3月31日に過年度納付により納付されていることが確認できるものの、申立期間の国民年金保険料が納付された記録は確認できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時点においては、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できないとともに、県外の社会保険事務所に現金封筒で送金したとする納付方法も不合理である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間について国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私達夫婦は、いずれも昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間について、国民年金保険料納付の申請免除をしていたが、46 年 1 月ごろ自宅に県職員と町役場職員が同行して、申請免除期間の国民年金保険料を 10 年以内に追納しないと将来国民年金をもらえなくなるので指導 旁 集金かたがたに回っていると言われ、申請免除期間の 36 か月分の保険料と利息延滞金を含めて夫婦二人分（金額は正確に憶おぼえていないが、9 万円から 10 万円くらい）を職員に支払い領収書もらった。

その後、申立期間の私達夫婦の国民年金保険料が免除の記録のままとなっていることが判明したため、町役場の担当課長に調査を依頼し、その際、追納分の領収書を渡した。行政のすることだから間違いはないと思い、現在受給している年金額は満額であると思っていたが、年金特別便が来たときに申立期間が申請免除の記録のままであると知った。

私達夫婦の申立期間の納付記録が申請免除のままであることには納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立てに係る申請免除期間の国民年金保険料を昭和 46 年 1 月ごろに加算された金額と合わせて、自宅に納付指導と収納に来た県職員及び町役場職員に一括して納付したと主張している。

しかしながら、国民年金制度において、免除期間の追納国民年金保険料に加算額が上乗せされた時期は、昭和 61 年 4 月からである上、申立期間当時、同町役場では、申請免除者への追納指導は町役場の窓口で行っていたのみであ

り、戸別訪問による納付指導及び収納は行っておらず、県職員の同行もなかったと供述しており、申立人夫婦の主張とは一致しない。

また、申立人夫婦は、一括して納付した申立期間の追納国民年金保険料額を夫婦併せて9万円から10万円くらいであったと供述しているものの、申立期間の国民年金保険料を追納するのに必要な金額は、夫婦合算しても1万円未満であり、申立人夫婦の主張とは大きく相違する。

さらに、申立人夫婦が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私達夫婦は、いずれも昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間について、国民年金保険料納付の申請免除をしていたが、46 年 1 月ごろ自宅に県職員と町役場職員が同行して、申請免除期間の国民年金保険料を 10 年以内に追納しないと将来国民年金をもらえなくなるので指導 旁 集金かたがたに回っていると言われ、申請免除期間の 36 か月分の保険料と利息延滞金を含めて夫婦二人分（金額は正確に憶えていないが、9 万円から 10 万円くらい）を職員に支払い領収書もらった。

その後、申立期間の私達夫婦の国民年金保険料が免除の記録のままとなっていることが判明したため、町役場の担当課長に調査を依頼し、その際、追納分の領収書を渡した。行政のすることだから間違いはないと思い、現在受給している年金額は満額であると思っていたが、年金特別便が来たときに申立期間が申請免除の記録のままであると知った。

私達夫婦の申立期間の納付記録が申請免除のままであることには納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立てに係る申請免除期間の国民年金保険料を昭和 46 年 1 月ごろに加算された金額と合わせて、自宅に納付指導と収納に来た県職員及び町役場職員に一括して納付したと主張している。

しかしながら、国民年金制度において、免除期間の追納国民年金保険料に加算額が上乗せされた時期は、昭和 61 年 4 月からである上、申立期間当時、同町役場では、申請免除者への追納指導は町役場の窓口で行っていたのみであ

り、戸別訪問による納付指導及び収納は行っておらず、県職員の同行もなかったと供述しており、申立人夫婦の主張とは一致しない。

また、申立人夫婦は、一括して納付した申立期間の追納国民年金保険料額を夫婦併せて9万円から10万円くらいであったと供述しているものの、申立期間の国民年金保険料を追納するのに必要な金額は、夫婦合算しても1万円未満であり、申立人夫婦の主張とは大きく相違する。

さらに、申立人夫婦が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月から 43 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月から 43 年 12 月まで

私が結婚するまでは、母親が私の分も含めて国民年金保険料を婦人会の集金人に払っていた。集金人は名前を書いた紙を持って集金していて、その紙にはA市B校区で国民年金に加入している人達の名前が記入してあったのを記憶している。国民年金保険料は、明確には記憶していない。

私は昭和 44 年 1 月に結婚した時に、A市役所で国民年金の任意加入手続をしたことを記憶している。

結婚前の昭和 38 年 10 月から 43 年 12 月までの国民年金保険料が未納であることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 43 年 10 月に払い出されていること、申立人が所持する年金手帳及びA市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人が 44 年 1 月 31 日に国民年金に加入したことが確認でき、当該時点において申立期間の大部分（昭和 38 年 10 月から 41 年 9 月までの期間）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の申立人に係る国民年金被保険者記録により、申立人は、申立期間のうち昭和 38 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 40 年 9 月から 41 年 5 月までの期間については、厚生年金保険被保険者期間であることが確認されるとともに、39 年 1 月から 40 年 8 月までの期間及び 41 年 6 月から 43 年 12 月までの期間はいずれも厚生年金保険被保険者資格喪失後の期間であり、

当該期間の国民年金保険料を納付するためには国民年金への種別変更手続が必要なところ、当該種別変更手続を行った形跡はうかがわれず、厚生年金保険被保険者期間中に重複して国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金への加入手続、国民年金保険料の納付等に関与しておらず、国民年金への加入手続、国民年金保険料の納付をしたとする申立人の母親は既に死亡していることから、申立人の国民年金への加入状況、保険料の納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年4月から63年8月まで  
社会保険事務所の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。会社を退職後に国民年金の加入手続を行い、保険料は妻が私の分と併せて納めていた。当時、店舗を開業し、経営は順調だったので国民年金保険料を負担することはできた。妻の国民年金保険料は申立期間については納付済みとなっており、私の分だけ保険料が未納とされていることに納得できない。

調査の上、納付記録の訂正をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年5月以降に払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間のうち昭和61年4月から63年3月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、その妻が申立人の分と併せて国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立期間直後の昭和63年9月から平成2年3月までの期間の国民年金保険料について、申立人の妻のみが申請免除の承認を受け、申立人は未納とされている等、申立内容とは相違している。

さらに、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、このほか、その妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1297

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 9 月及び同年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月及び同年 10 月

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、保険料が納付された記録は確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間の国民年金保険料は、昭和 47 年 9 月に A 市 B 区役所（現在は、A 市 C 区役所）で国民年金の加入手続を行い、郵送されてきた納付書に現金を添えて郵便局で納付した。

税理士事務所に勤務した際、経理財務事務を担当した経験から、退職時の公的手続を怠ったとは考えられず回答に納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 9 月に A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行い、郵送されてきた納付書に現金を添えて郵便局で納付したと主張しているが、社会保険庁及び A 市 C 区役所の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間当時、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録では、申立期間は未納期間とされているが、平成 9 年 1 月 1 日以前は、国民年金の未加入期間とされているため、申立期間当時に国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

さらに、申立人から提出のあった申立期間に係る源泉徴収票から、国民年金保険料を納付していたことを確認することができない上、申立人が国民年金に加入し保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から57年4月までの期間及び58年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月から57年4月まで  
② 昭和58年7月

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料を納付した記録は確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、A市B区に居住していた際に姉と地下鉄駅内の郵便局の出張所を訪れ、数か月分の国民年金保険料をまとめて納付した記憶があるため回答に納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区に居住していた際に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、戸籍の附票により、申立人は昭和61年6月19日にA市B区に転入していることが確認でき、この時点において、申立期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は数か月分の国民年金保険料をまとめて納付したと記憶していると申し立てているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年10月17日に払い出されていることが確認でき、当該払出日において、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人は昭和63年4月から平成元年3月までの国民年金保険料を前納していることが確認でき、申立人は、郵便局の出張所でまとめて納付した国民年金保険料がどの期間に係る保険料であるかを明確に記憶していないとしていることから、申立人が郵便局の出張所でまとめて納付したと主張する国民年金保険料は、当該期間に係る保険料と誤認してい

る可能性も考えられる。

加えて、社会保険庁の記録により、申立人は複数の事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できるが、いずれの事業所においても厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、次の事業所で同被保険者資格を取得するまでの期間について、申立人は、国民年金への加入手続を行っておらず、国民年金保険料を納付した形跡も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い上、申立人に国民年金への加入を勧めたとする姉から聴取したものの、申立人の国民年金保険料の納付状況については明確に記憶しておらず、申立期間の国民年金保険料の納付を裏付ける供述を得ることができず、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月1日から同年8月1日まで

夫の年金記録照会をしたところ、夫がA社に勤務していた期間のうち申立期間について、厚生年金保険が未加入となっているとの回答をもらった。

夫は既に亡くなっているが、A社に入社し、定年まで継続して働いており、勤務が中断したことは無く、厚生年金保険料もきちんと納めていたので、記録の訂正をしてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所における事業主及び申立期間当時の申立人の部下を含む複数の同僚はいずれも、「申立人は、申立期間当時、一人で当事業所の社会保険及び給与計算に係る事務を担当していた。」と供述しており、申立人が当該事業所の社会保険及び給与業務に関与していたものと認められる。

ところで、年金記録確認第三者委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月から 36 年 4 月まで  
(A社)  
② 昭和 38 年 11 月から 50 年 2 月まで  
(B社)  
③ 昭和 52 年 4 月 20 日から同年 6 月 1 日まで  
(C社)  
④ 昭和 52 年 9 月 20 日から 53 年 1 月 3 日まで  
(D社)  
⑤ 昭和 54 年 9 月 5 日から同年 10 月 15 日まで  
(E社F製作所)

申立期間①については、昭和 34 年 2 月にG社を退職し、A社に同年 3 月に入社し、36 年 4 月まで勤務していた。

申立期間②については、昭和 38 年 11 月から 50 年 2 月までH県I市のB社に勤務していた。この会社は社長と私の二人で立ち上げた会社であり、この期間中は、毎月、社長が厚生年金保険料の納付に出掛けていたことを記憶している。

申立期間③については、C社に勤務し、雇用保険の記録は昭和 52 年 4 月から同年 9 月までであるにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録は同年 6 月から同年 9 月までになっている。

申立期間④については、D社に勤務し、雇用保険の記録は昭和 52 年 9 月から 53 年 1 月までであるにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間⑤については、E社に勤務し、雇用保険の記録は昭和 54 年 9 月 5 日から同年 9 月 22 日までであるが、同年 10 月 15 日まで勤務した。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和35年3月1日であり、申立期間の始期である34年3月から35年2月までの期間は適用事業所ではない上、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人については36年5月26日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、同社が適用事業所となった以降の申立期間において申立人の被保険者記録は確認できない。

また、申立人が、自分より1年ぐらい後の昭和35年3月ごろに入社し、同じ助手の仕事をしたと供述している同僚一人は、社会保険事務所の記録によれば、36年4月26日に同社における厚生年金保険被保険者資格を取得しており、当該同僚についても入社と同時に被保険者資格を取得していた事情はうかがえない。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、法人登記の記録で名前が確認できた取締役二人から聴取したところ、一人からは、「申立期間当時は別の会社にいたため、当時のことは分からない。」との供述しか得られず、当時の事業主の妻である残る一人の取締役からは、「自分が会社に関わるようになった昭和50年ごろは助手も厚生年金保険に加入させていたと思うが、申立期間当時のことは分からない。しかし、試用期間はあったかもしれない。」との供述が得られている。

加えて、被保険者名簿により名前が確認できた同僚一人から、「自分も申立人と同じ運転手の助手をしており、昭和32年ごろから勤めたが、厚生年金保険には35年10月から加入している。助手は運転免許も無く、ほとんどが二十歳にもなっていない者ばかりで、見習いみたいなもので、運転手とは待遇が違っており、会社は入社と同時に厚生年金保険には加入させていなかったと思う。申立人が自分と同じくらいの歳で、自分より後に勤め始めたのも憶えている。」との供述が得られており、被保険者名簿で名前が確認できた他の複数の同僚からも同様の供述が得られていることを踏まえると、A社が、従業員全員を一律に入社と同時に厚生年金保険に加入させていない事情がうかがえる。

2 申立期間②について、申立人は事業所の所在地、事業主の名前及び取引先事業所名を記憶している上、申立てに係るB社が下請をしていたとして申立人が名前を挙げたJ社も申立てに係るB社があったとする場所の付近に現存しており、J社の総務担当者も申立人が名前を挙げた取引先であるK社の仕事を同社の子会社を窓口として下請をさせていた会社が社名等は不明だが1社あった旨を供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、B社は厚生年金保険の適

用事業所としては確認できない上、申立人が同事業所の所在地であったとするH県I市ではないが、同県L市に所在する同名の適用事業所が申立期間の途中から適用事業所となっていることが確認できるものの、同事業所の事務担当者に確認したところ、事業主名、従業員の数、職種、取引先のすべてが申立人の供述内容と相違しており、同事業所が初めて厚生年金保険の適用事業所となった昭和42年12月1日から申立期間の終期までの同事業所に係る被保険者原票にも申立人の記録は確認できない。

また、申立人がB社の所在地であったとするH県I市では、同事業所の法人登記の記録は確認できない上、事業主の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録も確認できず、同事業主は既に死亡しており、申立人が記憶している3人の同僚の名字だけでは当該同僚を特定できないため、当時の事情を確認することができない。

なお、国民年金手帳記号番号の払出しの記録により、申立人は、申立期間中の昭和42年9月ごろに国民年金の加入手続を行っていること認められ、申立期間において国民年金保険料の納付済期間や申請免除の期間が確認できるとともに、申立人がB社に勤務していた当時、子供が生まれるのでI市役所の支所で国民健康保険の加入手続を行った旨を供述しているところ、戸籍謄本により、申立期間中に長男が生まれていることが確認できる。

- 3 申立期間③について、申立期間においてC社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人については昭和52年6月1日被保険者資格取得と記録されており、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、同社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は既に死亡しているほか、法人登記の記録で名前が確認できた取締役に対し文書照会を行ったものの回答が得られず、当時の事情を確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿により名前が確認でき、聴取できた同僚4人のうち勤務期間を記憶している3人については、3人が記憶している勤務期間より短い厚生年金保険の被保険者記録しか確認できない上、申立期間当時に社会保険関係の事務を担当していた同僚は、「当時は勤めても続かない人が多かったので試用期間があり、勤めてすぐには厚生年金保険の加入手続を行っていなかったし、届出先が違うので雇用保険と必ず同時に厚生年金保険の手続を行っていたわけではない。」と供述しており、その他の同僚からも、「会社はきちんと手続を行っておらず、ここで勤めた人は厚生年金保険の加入記録が無い人が多い。」、「会社は、最初は本雇いにせず、厚生年金保険に加入させていない。」等の供述が得られており、同

社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

- 4 申立期間④について、申立期間においてD社に係る雇用保険の被保険者記録が確認でき、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で名前が確認できた同僚一人が申立人の勤務を記憶していることから判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、当時の事業主は既に死亡しているが、同社の現在の総務担当者から、「当時の記録は残っていないが、現在でもすぐに辞める人が多いので3か月ぐらいの試用期間がある。雇用保険は入社と同時に手続を行っている。当時から社員の出入りが激しかったので、先に雇用保険の手続を行い、何か月か後に社会保険の手続を行っていたのではないか。」との供述が得られている。

さらに、上記被保険者名簿から名前が確認でき、聴取できた同僚二人については、両人が記憶している勤務期間より短い厚生年金保険の被保険者記録しか確認できない上、申立人が勤務していたことを記憶していた同僚からは、「自分は昭和49年から勤めたが、入社から長い間、厚生年金保険には加入させてもらえなかった。厚生年金保険に加入させてもらえていない人が多数おり、会社は勤めてすぐには加入手続を行っていなかった。」との供述が得られている。

- 5 申立期間⑤について、申立期間の一部の期間についてE社F製作所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できることから、当該雇用保険被保険者期間においては、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、当該事業所の被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録を確認した93人については、厚生年金保険の被保険者期間が短期間であっても全員に厚生年金基金の加入記録が確認できるところ、申立人の申立期間における厚生年金基金の加入記録は確認できない。

さらに、事業主からは、申立人については、採用取消しの記録が確認でき、厚生年金保険の被保険者資格の取得の届出並びに厚生年金保険料の控除及び納付は行っていない旨の回答が得られており、同事業所の総務担当者から、「当時の雇用形態は不明で、臨時職員の資格取得喪失名簿（従業員名簿）に申立人について採用取消しの記録が残っており、他にも採用取

消しになっている者が多数記録されていることから、これらの者については厚生年金保険には加入させていないと考えられる。」との供述が得られている。

加えて、聴取できた同僚からは、「短い期間だったが厚生年金保険と厚生年金基金に加入していた。」、「6か月の雇用契約で入社し1か月で辞める人もいたが、延長する人もいた。」等の供述は得られたが、申立人の在籍及び当時の厚生年金保険の適用についての供述は得られなかった。

- 6 このほか、申立人はすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、社会保険事務所の記録によれば、申立期間③、④及び⑤の期間については、国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年9月1日から同年11月25日まで  
② 昭和39年6月11日から同年12月まで

社会保険事務所に年金の加入記録を照会したところ、A社に勤務していたときの記録が一部足りないことが分かった。会社の倒産により解雇となったが、それまでは継続して勤務しており、解雇されるまでは給与から社会保険料が控除されていた。会社の倒産前には、給与の支払遅延や未払いもあった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管するA社の申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①において同社に勤務していた可能性が認められる。

しかしながら、上記被保険者名簿では、申立人は昭和35年5月1日被保険者資格取得、同年9月1日同喪失と記録されており、申立期間①において申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、「被証返納」の押印が確認できる。

また、上記被保険者名簿では、A社において2回の厚生年金保険被保険者記録を有している者が申立人以外に19人確認でき、そのうち聴取できた同僚の一人は、「自分は会社を退職後に、再入社はしていない。」と供述していることから、事業主は、従業員を雇用期間のすべてについて厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

2 申立期間②について、上記被保険者名簿では、申立人は昭和 35 年 11 月 25 日被保険者資格再取得、39 年 6 月 11 日同再喪失と記録されており、被保険者資格を再喪失した以降に申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社は申立期間②の始期から約4か月後の昭和 39 年 10 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、公共職業安定所の記録によれば、申立人は同年 12 月 1 日から別の事業所での雇用保険被保険者記録が確認できる上、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年 10 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているすべての者について、同年 10 月の標準報酬月額額の定時決定の記録が確認できるところ、申立人についての同記録は確認できず、このほか、同僚の供述からも、申立人が申立期間において勤務していたことを確認することができない。

さらに、申立人が当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失したと記録されている昭和 39 年 6 月に、同様に被保険者資格を喪失している者が多数確認できるなか、申立人と同じ業務内容であった同僚 3 人のうち二人が、申立人と同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

なお、上記被保険者名簿において名前が確認できた同僚の一人は、「A社はB社という会社が変わった。」と供述しており、B社は昭和 39 年 10 月 2 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっているが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、同社が適用事業所となった以降の申立期間②における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

3 社会保険事務所の記録によれば、上述のとおり、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は連絡先が不明であるため、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 1 日から 38 年 6 月 18 日まで

申立期間に納付し続けていた国民年金保険料を、A町役場（現在は、B市役所）からの指摘により還付を受けた。しかし、このことにより、申立期間が年金の未加入期間になっていることが社会保険事務所の記録から分かった。年金が未加入になるのであれば国民年金の還付は受けないはずである。当時勤務していた国のC局又は統括局であったD局において厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

E社F支店が発行した在職証明書により、申立人が申立期間において国のC局に臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、国のC局及びD局が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは、それぞれ、昭和 56 年 10 月 20 日、41 年 6 月 24 日であり、申立期間において、両局は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、国のC局には、申立期間当時の厚生年金保険に関連する資料は保存されておらず、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が同様の雇用形態、仕事内容だったとして名前を挙げた同僚のうちの一人は、「自分は申立人と一部期間が重なる、昭和 36 年 4 月ごろから 39 年 3 月ごろまでの 3 年間は、申立人と同じ臨時職員であったが、厚生年金保険は無かった。健康保険も無かった。臨時職員は正規職員と異なり、厚生年金や健康保険は無いものだと思っていた。」と供述しており、供述どおり、当該同僚については、昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの間は、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、社会保険事務所が保管している国民年金保険料還付整理簿により、申立期間を含む昭和 37 年 12 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料が還付されていることが確認できるが、G 共済センターに照会したところ、国の局の臨時職員は共済組合に加入できないとの回答が得られている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 1 日から 45 年 9 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間に勤務していたA社に係る記録が無い旨の回答であった。

A社は小売業であったが、給与から控除される額が思いのほか多かったと記憶しており、保険料も控除されていたと思われるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたと主張しているA社は、社会保険庁の記録において厚生年金保険の適用事業所として確認できず、社会保険事務所に対して類似名称の事業所についても確認を行ったものの、適用事業所としての記録は見当たらない。

また、商業登記簿において確認できた申立期間当時の代表取締役の親族に照会したところ、A社は、厚生年金保険の適用を受けたことは無い旨の回答を得ている上、申立期間当時の代表取締役及びその親族についても、社会保険庁の記録により、厚生年金保険の加入記録は確認できず、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、当該事業所に係る同僚等について、その氏名を正確に記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述、関係資料等を得ることができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月 1 日から平成 4 年 4 月 21 日まで  
私が勤務していたA社から発行してもらった「平成 3 年分給与所得の源泉徴収票」の支払金額から見て、同事業所に勤務していた期間の標準報酬月額と実際に支給されていた給与額に相違があり、標準報酬月額が余りにも低額に設定されており、疑問を感じている。  
申立期間中の標準報酬月額を、実態に見合うように訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年 1 月から 3 年 12 月までの期間については、申立人から提出のあった「平成元年分及び 2 年分の所得税の確定申告書（一般用）」の控え及びA社に係る「平成 3 年分給与所得の源泉徴収票」控えに記載されている支払金額から算出した給与月額と、社会保険庁の記録上の標準報酬月額を比較すると、当該給与月額が上回っていたことが推認できるものの、申立人から提出のあった当該資料に記載されている社会保険料控除額と、社会保険庁の記録上の標準報酬月額に基づき算出した社会保険料の金額を比較すると、金額はほぼ一致しており、申立人が、社会保険事務所が算定する標準報酬月額に相当する保険料を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は認められない。

また、申立期間のうち、昭和 63 年 8 月から同年 12 月までの期間及び平成 4 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人が主張する給与額及びこれに基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

さらに、A社は、平成 15 年 10 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる当時の関連資料は無く、申立人が主張する申立内容を確認することができず、このほ

か、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間にその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 1 月から 31 年 3 月まで  
② 昭和 31 年 10 月 20 日から 32 年 12 月 29 日まで  
③ 昭和 33 年 11 月 3 日から 35 年 2 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社、B社 C出張所及びD社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

いずれの事業所についても、請負の仕事をしていた者の紹介で、現場の工事に従事していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、A社では、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚4人は、いずれも、「申立人に係る記憶は無いが、当時、作業員は正社員ではなく、厚生年金保険には加入させていなかったと思われる。」と供述していることから、当時、同事業所では職種によって厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。



2 申立期間②について、申立人の申立内容及び申立人が提出した当時の手紙の内容から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がB社C出張所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、事業を承継しているB社に照会したところ、「当時の関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚3人は、いずれも申立人に係る記憶は無いと供述しているが、うち一人は、「私は、当時、労務担当であったが、作業員は臨時雇用であり、労働者災害補償保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」、残りの二人は、「作業員は、ほとんどが臨時雇用で正社員ではなかった。」と供述していることから、当時、同事業所では職種によって厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

3 申立期間③について、申立人の申立内容及び申立人が提出した当時の手紙の内容から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がD社に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、D社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡により照会することができない上、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、それぞれ、「申立人に係る記憶は無いが、現場作業員は、下請の臨時雇用がほとんどであったが、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」、「申立人に係る記憶は無いが、当時、下請業者が作業員を連れてきて、給料は会社から出ていたが、厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」と供述していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

4 申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人のこれら申立期間における厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 970

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年11月15日から25年9月22日まで  
② 昭和36年9月29日から37年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A管理事務所（B米軍基地）において軍用機の積み荷作業に従事していた期間のうち、申立期間①における被保険者記録が無く、また、C社において勤務していた期間のうち、申立期間②における被保険者記録が無いとの回答があった。

当時は勤務先が少なく再就職が難しい時代であり、途中退職することなく、継続して勤務していたので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管するA管理事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、申立人は昭和24年11月15日に被保険者資格を喪失し、25年9月22日に被保険者資格を再取得していることが確認できるが、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、国の所管局が提出した厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の「人事記録カード」においても、申立人の被保険者記録は、社会保険事務所の記録と一致している。

さらに、国の所管局が提出した昭和24年11月15日退職に係る申立人の「人事記録カード」では、「30Days notice」の記録が確認できるが、この記録について、同局では、「30日分の解雇予告手当を支給したとの意味である。」と回答している上、このほか、申立人は当時の同僚等を記憶しておらず、供述を得られる申立人の同僚はいない。

2 申立期間②について、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和 36 年 9 月 29 日に被保険者資格を喪失し、同年 10 月 20 日に健康保険証が社会保険事務所に返納されたことを示す「証返納」印が確認できる上、37 年 5 月 1 日に被保険者資格を再取得していることが確認できるが、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先が不明であり照会することができない上、同事業所に勤務していた申立人の同僚 3 人は、それぞれ、「具体的な入退社時期は記憶してないが、申立人より遅く入社し、その間申立人は継続して勤務していた。また、申立人の厚生年金保険の適用に関する情報については分からないが、私の場合、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録は無い。」、「申立人が勤務していた記憶はあるが、具体的な勤務時期は記憶しておらず、申立人が申立期間において継続して勤務していたかについては分からない。」、「当時、社会保険事務を担当していたが、事務処理は適正に行っていた。」と供述していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

3 申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 1 日から 37 年 3 月 31 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。  
資材の運搬担当として勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿及び同原票において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡により照会することができない上、申立人が名前を挙げた同事業所における同僚は、「申立期間当時、資材の運搬担当は、私、申立人及び申立人とほぼ同時期に入社したB氏の3人だった。」と供述しているものの、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票では、「B」名字の被保険者記録は確認できないことから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、この

ほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。